

農業委員会による

「農地パトロール」を実施しました！

近年、農村においては遊休農地・耕作放棄地の増加、産業廃棄物の農地への不法投棄、無断転用による農業生産・経営環境の悪化が懸念されています。これらを解消・防止するため、農業委員会では、平成18年9月から12月までの3か月間を「農地パトロール月間」と定め、農地において雑草繁茂が目立つ箇所を重点に、「農地パトロール」を実施しました。

遊休農地が発生すると 環境の悪化につながります



●実施結果

地目	遊休農地面積	備 考		
田	1,420 a	南河内地区 878a	石橋地区 180a	国分寺地区 362a
畑	1,670 a	南河内地区 780a	石橋地区 390a	国分寺地区 500a
合計	3,090 a (サッカー場約45面分)	南河内地区 1,658a	石橋地区 570a	国分寺地区 862a

「遊休農地」とは、過去1年以上の間、耕作放棄または不作付けの状態となっている土地のことです。

あなたの農地は管理されていますか？

農地は、あなたにとって重要な財産であるとともに、食料の生産や国土・環境の維持・保全など社会的にも重要な役割を持っています。

農地を管理せずこのまま放置していると近隣の土地に迷惑をかけるだけでなく、火災・交通事故・ごみ投棄・病害虫等の発生原因となる恐れがあります。

特に、生産調整の対象地である「田んぼ」は、助成金が支払われますので十分な管理が必要です。

農地の利用集積を図りましょう！

自ら農地の耕作・管理ができない方は、担い手への利用集積（貸借契約）を図ってみたいいかがですか。詳しくは農業委員会または農業公社へご相談ください。



農業委員による調査・確認

日ごろから農地の所有者・管理者の方は、除草等により農地の保全管理を行いましょう。

申請受付締切日が変更になります！

農地法による農地転用許可申請等の受付は、毎月10日を締切日とし当月の農業委員会総会において審議・報告していますが、平成19年度より、受付締切日を毎月5日に変更します。なお、5日が閉庁日の場合は翌開庁日が締切日となります。

みなさまのご理解をお願いします。